

## 幼稚園の制度に関する史的考察 — 明治期における小学校教育との接続をめぐる検討 —

浜野 兼一  
Hamano Kenichi

キーワード：幼稚園、制度、歴史、幼小接続

### はじめに

本稿は、幼児教育に関する史的研究の一環として、明治期における幼稚園保育と小学校教育との接続をめぐる問題を、法的側面および幼稚園の制度としての役割・位置づけという観点から検討し、我が国の近代公教育形成期における幼稚園制度の在り方や意義を明らかにしようとするものである。

幼児教育の史的研究に関する先行研究を概観してみると、これまでは、第一に幼稚園等の成立過程や制度史的側面という観点、第二に保育内容と実践との関わりという観点、第三に保育技術開発への取り組みという観点、第四に保育現場の子ども観や家庭教育との関わりの考察という観点から主として研究がなされている。

これらの先行研究では、本稿で考察する幼稚園保育と小学校教育との接続をめぐる問題についても、一定の研究成果が蓄積されている。しかし、明治期に時期を限定した上で主たるテーマとして「小学校令施行規則（明治33年）」や公教育をめぐる幼稚園保育の検討という側面からアプローチしている研究は、管見ではほとんどみることができない。

そこで本稿では、先行研究に学びながらも、明治期における我が国の幼稚園制度の特質をとらえ直すために、幼稚園保育と小学校教育との接続という論点について法的側面や幼稚園の制度としての役割・位置づけに焦点をあて考察する。

本稿において幼稚園保育と小学校教育との接続というテーマを考察の対象とした理由は、就学前の保育と小学校教育に連続性が生まれることで、その後の学校段階への接続が発展的に展開していくと考えられるからである。これは現代の教育・保育において、基本的視点の一つになっているものでもある。しかし、例えばこうした論点がどのように構築されてきたのかという部分を検討しなければ、幼小連携という現代の課題もその本質的役割や意義をとらえることはできない。ここに、史的側面から幼小の接続を考察する意味がある。こうした点に目を向けつつ、今回の論考では、特に「幼稚園保育及設備規程」や「小学校令施行規則」、個別学校の

諸規則を中心に持ち上げ、それ以外の資料や検討課題等については、稿を改めて考察することとしたい。

以上を踏まえて、本稿においては、次の三点について考察する。①「幼稚園保育及設備規程」(明治32年)の制定までの状況に関する法的側面からの検討、②小学校令施行規則(明治33年)における幼稚園の位置づけと公教育との関わり、③京都府師範学校の諸規則からみた幼稚園と小学校の展開

## 1 法的側面からみた幼稚園と小学校—「幼稚園保育及設備規程」の制定まで

我が国における近代保育の起点は、1876年(明治9年)11月の東京女子師範学校附属幼稚園創設に求められる。周知の通り、同幼稚園では西欧的幼稚園教育を軸としてフレーベル主義に基づいた幼児の自己活動や集団保育が重視されたが、これらの諸活動は、内容や方法において我が国の幼稚園保育の原型と認識されることとなった。

法的側面からみると、1872年(明治5)年制定の「学制」で「幼稚小学」が盛り込まれたが、小学校が各地に次々と設置されるなか、幼稚園に関する法令、規定というレベルでの整備はほとんど進まなかった。このことから、1877年(明治10年)に制定された東京女子師範学校附属幼稚園規則<sup>1</sup>が、その後設立される各地の幼稚園の趣旨や目的、保育内容策定の拠り所となったのである<sup>2</sup>。

ところで、小学校の整備は国をあげての一大教育政策として展開したため、「学制」以降も制度設計の変更に応じて関係法令が出され、その法的基盤はしだいに固められていったが、幼稚園の設立や保育内容の検討については、就学前の保育の重要性や必要性に目を向けた一部の保育関係者によってなされたことから、小学校と比較すると法的整備や実質的展開に著しい差が生じた。

1879年(明治12年)に制定された「教育令」では、前述の「幼稚小学」(「学制」)に代わって「幼稚園」の名称が用いられた。すなわち「学令以下ノ幼児ヲ保育センガ為ニ幼稚園ヲ設クルコトアルベシ」(第六十六条)と規定されたのである。この規定では、学令以下ノ幼児としていることから、幼稚園が小学校の下の段階に位置づけられるものと認識されていることがうかがえる。しかし、この時期の幼稚園の設置状況や幼稚園の名称の普及などに照らし合わせると、保育実践という側面からは小学校教育とのつながりがみえてこない。

それでも、明治12年以降東京女子師範学校の附属幼稚園の諸規則、保育内容等を範として、大阪府立模範幼稚園、鹿児島女子師範学校附属幼稚園、愛珠幼稚園(大阪)などの幼稚園が設立され、その後の幼稚園普及への足がかりがつくられた。

明治20年代に入ると幼稚園の設置総数が100を超えたが、制度普及の根幹となる全国的な基準が整備されていない状況にあった。このような背景により、幼稚園の位置づけを行うための統一的基準の整備を望む声が高まりをみせた<sup>3</sup>。こうして、明治32(1899)年には「幼稚園保育及設備規程」が全国的基準として制定され、幼稚園の保育の目的、内容、編制などについて具体的規定が盛り込まれた。

○「幼稚園保育及設備規程」の主な内容

- ・幼稚園で受け入れる幼児の総数は100人以内とする（ただし特別の事情があるときは150人まで増加することができる）。
- ・保母一人につき保育する幼児の数は40人以内とする。
- ・保育時数は一日五時間以内とする。
- ・保育項目は、「遊戯」「唱歌」「談話」「手技」とする。
- ・建物は平屋造りとし、保育室、遊戯室、職員室などを備えること<sup>4</sup>。

以上の内容を柱とした同規程の制定により、幼稚園が満三歳から小学校に就学するまでの幼児を保育するところであるということが明確に定められた。表1に示すのが、幼稚園、小学校に関するここまでの諸規則、関連法令の状況をまとめたものである。

表1 幼稚園、小学校に関する諸規則、関連法令（明治5～明治32）

	幼 稚 園	小 学 校
明治5	(学制の条文中に幼稚小学の名称が示される)	「学制」
明治12	(教育令第一条に幼稚園の名称が示される)	「教育令」
明治13	(教育令改正第一条に幼稚園の名称が示される)	「教育令改正」
明治14		「小学校教則綱領」
明治19		「小学校令(第一次)」 「小学校ノ学科及其程度」
明治23	(小学校二類スル各種学校として幼稚園が示される)	「小学校令(第二次)」
明治24		「小学校設備準則」 「小学校教則大綱」
明治32	「幼稚園保育及設備規程」	

以上のように、「幼稚園保育及設備規程」の制定により、それまでの幼稚園で主流となっていた恩物中心の保育が見直されることとなった。こうした公的規程の枠は幼稚園を文字通り公的なものとして位置づける端緒となった。こうなると、ほぼ同時期に制度が確立する小学校に幼稚園がどのように関連づけるのか、という論点が浮かび上がる。次節では、この点について検討する。

2 小学校令施行規則（明治33年）における幼稚園 — 公教育の中の保育 —

明治5（1872）年にはじまった我が国の近代公教育制度整備計画は、明治30年代に目標としていた一つの到達点にたどりつくこととなった。すなわち、明治33年に至り近代公教育制度における無償、義務、非宗教的という3原則が成立したのである<sup>5</sup>。

ところで、本節のテーマである「公教育の中の保育」を考察するためには、小学校教育をつ

かさどる明治 33 年公布の小学校令施行規則<sup>6</sup>で、幼稚園がどのように取り扱われているのかを分析しなければならない。なぜなら、「公教育」という観点から、幼稚園と小学校の関連や明治期の幼稚園像、保育観といった論点を考察するために必要だからである。次に示すのが小学校令施行規則に定められている幼稚園関連の主な内容である<sup>7</sup>。

小学校令施行規則（明治三十三年八月二十一日文部省令第十四号）

- 第九章 幼稚園及小学校ニ類スル各種学校
- 第九十五条 幼稚園ハ満三歳ヨリ尋常小学校ニ入学スルマテノ幼児ヲ保育スルヲ以テ目的トス
- 第九十六条 幼児ヲ保育スルニハ其ノ心身ヲ健全ニ発達セシメ善良ナル習慣ヲ得シメ以テ家庭教育ヲ補ハンコトヲ要ス  
 幼児ノ保育ハ其ノ心身発達ノ程度ニ副ハシムヘク其ノ会得シ難キ事項ヲ授ケ又ハ過度ノ業ヲ為サシムルコトヲ得ス  
 常ニ幼児ノ心情及行儀ニ注意シテ之ヲ正シクセシメ又常ニ善良ナル事例ヲ示シテ之ニ倣ハシムムコトヲ務ムヘシ
- 第九十七条 幼児保育ノ項目ハ遊戯、唱歌、談話及手技トス
- 第九十八条～第二百二条 略
- 第二百三条 幼稚園ニ園長ヲ置クコトヲ得
- 第二百四条 幼稚園ニ於テ幼児ヲ保育スル者ヲ保姆トス  
 保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ
- 第二百五条 幼稚園長及保姆ノ採用、解職ハ市町村立幼稚園ニ在リテハ府県知事ノヲ行ヒ私立幼稚園ニ在リテハ設立者ニ於テ府県知事ニ届出ツヘシ
- 第二百六条 幼稚園ノ幼児数ハ百人以下トス但シ特別ノ事情アルトキハ百五十人マテニ増スコトヲ得
- 第二百七条 保姆一人ノ保育スル幼児数ハ四十人以下トス

上記の内容は、前節で取り上げた「幼稚園保育及設備規程」（明治 32 年）の内容の大筋とほとんど変わらないものとなっている。注目すべきは、全国的基準として制定された「幼稚園保育及設備規程」の内容が小学校令（第三次）の施行規則の中に盛り込まれたという点であろう。法的規定という側面から幼稚園と小学校をつなぐこうした動きは、上記の条文の内容からも読み取ることができる。

例えば、保姆の資格を定めた「保姆ハ女子ニシテ尋常小学校本科正教員又ハ准教員タルヘキ資格ヲ有スル者又ハ府県知事ノ免許ヲ得タル者タルヘシ（第二百四条）」といった条文は、幼稚園を小学校の連続性の中に位置づけようとする意図もうかがえるからである。しかし、幼稚園の設置普及状況からみると、前述の「意図」はその後長期にわたり明治政府が構想した制度

設計という段階にとどまることとなった。つまり、教育法令の中では幼稚園と小学校の連続性が明確に規定されているものの実質的には「連続」という展開はほとんどみられなかったのである。これは、明治30年の時点で幼稚園を修了して小学校に入学した子どもが約1%という数字からも裏付けられよう。

### 3 教員養成機関の諸規則からみた幼稚園と小学校 — 京都府師範学校の場合 —

本節では、小学校令施行規則（明治33年）以降における幼稚園と小学校の接続を検討するため、京都府師範学校（明治9年創設）を個別事例の一つとして取り上げる。

まずはじめに、京都府師範学校創設以降の附属幼稚園、小学校の設置状況を以下で確認しておく<sup>8</sup>。

明治9（1876）年	開校 2年制の小学師範学科を設置
明治15（1882）年	附属小学校開設
明治18（1885）年	京都府女学校 師範学科に附属幼稚園開設
明治26（1893）年	京都府尋常師範学校附属幼稚園となる
明治41（1908）年	京都府女子師範学校の独立に伴い京都府女子師範学校附属幼稚園となる

京都府師範学校開校から6年後に開設された附属小学校は、「児童ヲ教育シ師範学校生徒ヲシテ実地ニ其教育法ヲ練習セシメ併テ府下小学校ニ模範ヲ示スヲ以テ目的トス<sup>9</sup>」という目的のもと師範学校附属としての社会的役割と使命感をもって児童の教育に取り組んだ。

一方、附属幼稚園は、「幼児ヲ保育シ師範学校生徒ヲシテ実地ニ保育ノ方法ヲ練習セシメ兼テ府下幼稚園ニ其模範ヲ示ス所トス<sup>10</sup>」という目的を掲げ幼稚園保育の実践の場として様々な保育活動<sup>11</sup>を行った。

附属幼稚園と附属小学校の「目的」をみると、師範学校生徒が実地に教育や保育を練習する場という部分に共通点がある。また、「府下...ニ模範ヲ示ス」という部分も共通している。この一節は、公教育という観点から明治期の教育と保育の在り方を検討するにあたって特に注目しなければならない。なぜなら、府下...ニ模範という視点は、師範養成の社会的役割を示すだけでなく、小学校と幼稚園を公に資する教育・保育機関と位置づける姿勢がみられるからである。

次に附属幼稚園の保育内容（就学の前年）と附属小学校第一学年の教育内容を検討する（表2）。この理由は、前述の「目的」でみた共通点以外の部分で幼小の接続や連続性がみられるのかどうかを検討する必要があるからである。

表2 保育項目、教科目からみた幼小の展開（京都府師範学校）

尋常小学校第一学年

科目	週教授時数	備考
修身	2	道德ノ要旨
国語	10	発音、仮名文及近易ナル普通文ノ読ミ方、書キ方、綴り方、話シ方
算術	4	二十以下ノ数範囲内ニ於ケル数へ方、書キ方及加減乗除
体操	4	遊戯
図画	-	
唱歌	1	平易ナル単音唱歌
裁縫	-	
合計	21	

幼稚園保育項目

遊戯	共同遊戯 自由遊戯
唱歌	平易ナル歌曲
談話	
手技	

表2をみると幼稚園の保育項目四つのうち「遊戯」と「唱歌」は、尋常小学校第一学年の教科目にそのまま引き継がれていく設定となっている。また「談話」は「国語」の発音、仮名文、普通文の読ミ方、書キ方へ基礎づくりという見方もできるであろう。しかし、その一方で「手技」については、「図画」や「裁縫」への展開が期待できるが尋常小学校第一学年で「図画」「裁縫」は行われていない。

以上を踏まえて、次に、京都府師範学校における幼稚園保育と小学校教育双方の立場から「接続」「連続性」の問題を考えてみる。

まず、幼稚園については、既述したように4つの保育項目のうち3つに小学校への連続性がみられることから、附属幼稚園においてはおおむね小学校への準備保育ができていたという理解が可能であろう。

一方尋常小学校の側からこの問題を考えると、設定されている7科目のうち第一学年に割り当てられている5科目が実施されている。前述の「体操」(⇔「遊戯」)、「唱歌」(⇔「唱歌」)、「国語」(⇔「談話」)のほか「算術」と「修身」がある。「算術」については、直接つながる保育項目はないが、4つ設定されている保育項目すべてにおいてその基礎となる活動、要素が盛り込まれていると考えられる。すなわち遊戯の条件や決まり、唱歌の歌詞の中などに事物の数え方や数といったものがでてくるということである。「修身」については、授業時数2単位（道德ノ要旨）と定められている。この規定だけを見ると政府が推進する道德教育重視<sup>12</sup>という方向がみえてこない。

ところで、幼稚園の設置状況目を向けると、明治30年代以降公立幼稚園の増加率が停滞し私立幼稚園の設置が急増した。明治42年には、私立幼稚園設置数が国公立幼稚園設置数を超え、その後は私立主導で幼稚園が普及していった<sup>13</sup>。この時期の『日本帝国文部省年報』をみると、

例えば全国教育の学事等に関する総説の中で各学校段階の概況を述べているが、その論点は概ね小学校の設置や就学状況に関心が向けられており、幼稚園に対しては言及されていない。

また、『日本帝国文部省年報』には各学校と同様に幼稚園の項目が設けられているが、ここでは、「幼稚園ハ近来発達ノ趨勢ヲ呈シ畜ニ其園数及幼児数ニ於テ年々増加スルノミナラス設備等モ蓋整頓ノ域ニ進ミ幼児保育ノ方法モ亦研究改善ヲ加ヘラル、ニ至レリ<sup>14</sup>」としているものの、私立幼稚園数が国公立幼稚園数を越えたという点については全く触れていない。こうした点を踏まえると、政府の幼稚園に対する姿勢は小学校に対するそれとは大きく異なっていたといえる。

## おわりに

以上本稿では、我が国の近代公教育形成期における幼稚園制度の在り方や意義の一端を明らかにするため、明治期における幼稚園保育と小学校教育との接続をめぐる問題を、法的側面や幼稚園の制度としての役割・位置づけという観点から考察してきた。

第1節では、法的側面から幼稚園と小学校の接続の状況を検討するため、「幼稚園保育及設備規程」（明治32年）の制定までの展開を中心に問題の分析を試みた。この結果「幼稚園保育及設備規程」の制定により、幼稚園に関する公的規程の枠が示されたという点、また「幼稚園保育及設備規程」の制定で幼稚園が公的な保育機関として位置づけ意図が明確になりその後の幼稚園普及への道筋を示したという点が明らかとなった。一方、ほぼ同時期に制度が確立した小学校に幼稚園がどのように関連づくのかという論点が浮かび上がった。

第2節においては、「小学校令施行規則（明治33年）」の内容を分析し、同規則に幼稚園がどのように位置づけられているのかという点について公教育との関わりから検討した。これにより、全国的基準として制定された「幼稚園保育及設備規程」の内容が小学校令（第三次）の施行規則の中に盛り込まれたことから、明治政府が構想した公教育の制度設計に幼稚園が含まれていたという点、教育法令の中では幼稚園と小学校の連続性がみられるものの、幼稚園の設置普及状況から実質的には幼小接続という展開はほとんどみられなかったという点が明らかとなった。

第3節では、京都府師範学校の諸規則を一つの事例として分析し、同校の附属幼稚園と附属小学校の目的や役割、両者の接続、連続性の論点を考察した。これにより、附属幼稚園の保育項目と附属小学校の教科目に概ね幼小接続の意図を確認することができた。一方で、徳育への配慮や取り組みに対する消極的姿勢という点も明らかとなった。

今後の研究課題としては、まず、本稿で取り上げた法令、諸規則以外の事項を幼小接続という観点から検証する必要がある。また、本稿で考察することができなかった大正期、昭和初期（戦前）における状況についても検討しなければならない。なお、これらは、戦前の我が国における幼稚園制度の政策や保育者養成の実態などをめぐる動向の中で考察したい。

〔付記〕本稿は上田女子短期大学研究助成費による成果の一部である。

- 1 規則の第一条では「幼稚園開設ノ趣旨ハ学齡未滿ノ小兒ヲシテ天賦ノ知覺ヲ開達シ固有ノ心思ヲ啓發シ身体ノ健全ヲ滋補シ交際ノ情誼ヲ曉知シ善良ノ言行ヲ慣熟セシムルニ在リ」としている。
- 2 保育内容としては、3つの科目（第一 物品科、第二 美麗科、第三 知識科）と25の子目（五彩玉ノ遊び、三形物ノ理解、貝ノ遊び、鎖ノ連接、形体ノ積ミ方、形体ノ置キ方、木箸ノ置キ方、環ノ置キ方、剪纸、剪纸貼付、針画、縫画、石盤図画、織紙、畳紙、木箸細工、粘土細工、木片ノ組ミ方、紙片ノ組ミ方、計算、博物理解、唱歌、説話、体操、遊戯）が示されていた。
- 3 例えば明治30年代のはじめには、フレーベル会により「幼稚園制度ニ関スル建議書」が文部大臣に提出されている。
- 4 保育室等には、恩物、絵画、遊戯道具、楽器、時計、黒板、机、腰掛、暖房器具などを備えることと規定された。
- 5 長田三男・橋本太郎『新道徳教育の研究』酒井書店 平成18年3月 44頁。明治33年の第三次小学校令公布により、尋常小学校4年修了までとした義務就学期間のほか、官公立学校における宗教と教育の分離、授業料徴収の廃止などが定められた。これにより、小学校の就学率が急速に上昇する。
- 6 小学校令施行規則（明治33年8月）は、第3次小学校令の制定に伴って定められた。この法令の施行以降就学率が急上昇したため、その後に向けての義務教育年限延長という方向が模索されることとなった。
- 7 向井政行編『改正小学校令並小学校令施行規』明治33年9月 47～50頁。
- 8 京都府師範学校『京都府師範学校一覽 明治35年度』明治35年12月1～19頁。
- 9 『同前書』128～129頁。
- 10 『同前書』141頁。
- 11 保育の項目は、「遊戯」、「唱歌」、「談話」、「手技」により構成された。
- 12 小学校令（明治33年勅令第344号）第十九条では、「尋常小学校ノ教科目ハ修身、国語、算術、国史、地理、理科、図画、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ」と規定している。教科目の筆頭に最も重視すべき「修身」を置いている点に目を向けなければならない。
- 13 幼稚園の普及状況は明治18年の時点で国公立22、私立8だったが39年には、国公立200、私立160としだいに国公立－私立の比率が変化していった。
- 14 文部省『日本帝国文部省年報』第37上、下（明治42年） 明治44年6月 107頁。